

「都市計画変更時期の適正化に関する方針」について (事業実施中の都市施設の都市計画変更)

平成 18 年 6 月 5 日 第 118 回鳥取県都市計画審議会承認

1 はじめに

事業実施中の道路などの都市施設で、地元協議や不測の現場条件の変更、社会情勢の変化などにより都市計画の変更の必要が生じる場合がある。都市計画の変更については、都市計画法第 21 条において「都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。」と規定されており、必要に応じて事業を中断し、都市計画の変更手続きを行うべきであるが、事業効果の早期発現、事業中断による工事費用の増加などの観点から、都市計画変更手続きと並行して事業を継続実施する事例もある。

このような実態を考慮し、都市計画の変更時期の適正化を図るため、「都市計画変更時期の適正化に関する方針」を策定し、対応方針を明確にする。

都市計画法第 21 条 (都市計画の変更)

都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなったとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 都市計画変更時期の適正化に関する方針

事業実施中において、都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく変更することを原則とするが、都市計画上支障がないと判断される場合は、早期事業効果の発現の観点から都市計画変更手続きを事業実施と並行して行うことができるものとする。

(1) 遅滞なく都市計画変更手続きを行う場合

計画変更の影響が広範囲に及ぶ場合や、住民の同意、関係機関との調整が取れていない場合は、「不特定多数の意見を聴くため都市計画案を縦覧し意見書の提出機会を設ける」「関係機関、対立する住民の利害調整や利害関係人の権利、利益を保護するため都市計画審議会の議を経る」が必要であり遅滞なく都市計画変更手続きを行うものとする。

(2) 都市計画変更手続きを事業実施と並行して行うことができる場合

「都市計画上支障がないと判断される場合」とは以下の①、②の両方に該当し、都市計画手続きを事業実施と並行して行うこととしても問題がないと見込まれる場合をいう。

①変更の内容が軽微で影響範囲が限定的

②「住民および利害関係者の同意」「関係機関との十分な調整」「市町村の同意」が得られていると認められること。

●軽微な変更の内容

変更の内容が軽微とは以下に該当するものとする。

ただし、変更の内容が計画全体に及ぶと判断されるものを除く。

1 都市計画の名称の変更

2 道路の変更で、次に掲げるもの

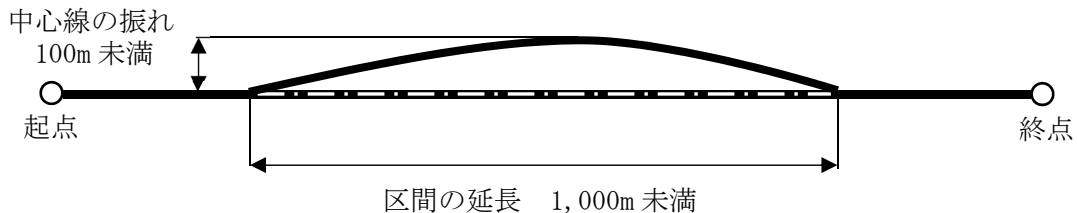
(1) 起点または終点の変更を伴わない線形の変更による位置または区域の変更で、中心線の振れが 100 メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000 メートル未満であるもの(当該区間内に交通広場、他の道路もしくは鉄道と立体で交差する箇所または他の道路(当該変更に係る道路の幅員未満の幅員を有する道路を除く。)と平面で交差する箇所を含むものを除く。)ただし、トンネル区間は延長に含めない。

(2) 同一規模の道路の拡幅による位置または区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000 メートル未満であるもの(当該区間内に交通広場、他の道路もしくは鉄道と立体で交差する箇所または他の道路(当該変更に係る道路の変更後の幅員未満の幅員を有する道路を除く。)と平面で交差する箇所を含むものを除く。)ただしトンネル区間は延長に含めない。

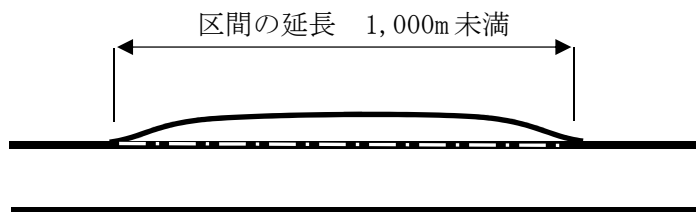
- (3) (1)または(2)に掲げる変更に伴う他の道路の起点または終点の変更（起点または終点の移動する距離が100メートル以上であるものを除く。）による当該他の道路の位置または区域の変更
- (4) 道路を支える法面その他の構造物の形状の変更による位置又は区域の変更（道路計画全体の問題と判断される場合は除く）
- 3 公園、緑地、広場、墓地その他の公共空地の面積の拡張またはこれに伴う位置もしくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の20パーセント未満であるもの
- 4 下水道の変更で、都市下水路の起点または終点の変更を伴わないものおよび排水区域またはポンプ場に変更をおよぼさない変更で、次に掲げるもの
 - (1) 下水管渠の管径または幅員の変更による位置または区域の変更
 - (2) 下水管渠の線形の変更による位置または区域の変更で、区域の境界の移動する距離が100メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が1,000メートル未満であるもの
- 5 河川の変更で、次に掲げるもの
 - (1) 起点または終点の変更を伴わない線形の変更による位置または区域の変更で、区域の境界の移動する距離が100メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が1,000メートル未満であるもの
 - (2) 拡幅による位置または区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が1,000メートル未満であるもの

【道路の変更で軽微な変更該当する例】

- 2 (1) 中心線の振れが100メートル未満であり、かつ、延長が1,000メートル未満であるもの（ただしトンネル区間は延長に含めない）



- 2 (2) 道路の拡幅による位置または区域の変更で、延長が1,000メートル未満であるもの（ただしトンネル区間は延長に含めない）



- 2 (4) 道路構造物の形状の変更による位置又は区域の変更（道路計画全体の問題と判断される場合は除く）

